

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年8月14日（平成30年（行情）諮問第364号）

答申日：平成31年2月25日（平成30年度（行情）答申第435号）

事件名：「補正に係る文書一式」の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「補正に係る文書一式」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年5月8日付け愛労発総0508第3号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。  
法8条に該当しない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年4月6日付け（同日受付）で処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年5月22日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 3 理由

##### (1) 本件対象行政文書について

本件対象行政文書は、仮に存在するとすれば、特定の個人が行った開示請求の請求内容等を補正するための文書の決裁一式である。

本件対象行政文書には、開示請求人の氏名等が記載されることとなる。

## (2) 不開示情報該当性について

法8条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」とされている。

また、法は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず開示請求を認めており、その際、請求者が誰であるかは考慮せず、たとえ本人からの開示請求であっても、第三者からの開示請求と同様に取り扱うべきものである。

本件開示請求は、特定の個人の氏名等が記載された文書を開示請求書の別紙として添付しており、個人を特定して行われているものと認められる。したがって、本件対象行政文書の存否について応答することは、特定の個人が開示請求を行った事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせることとなる。

本件存否情報は、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、また、こうした事実の有無は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当しないものと認められ、かつ、同号ただしロ及びハに該当する事情も認められない。

よって、法8条の規定に基づき、本件対象行政文書の存否を明らかにせず、開示請求を拒否した処分庁の判断は妥当である。

## (3) 請求者の主張について

請求者は、審査請求の中で、「法8条に該当しない。」として、原処分の取り消しを求めているが、不開示情報該当性については、上記(2)の通りであるため、請求者の主張は失当である。

## 4 結論

以上のことから、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却するべきと考える。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年8月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成31年1月10日 審議
- ④ 同年2月21日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「補正に係る文書一式」である。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情

報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めるが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

## 2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

諮問庁は、本件対象文書は、仮に存在するとすれば、特定の個人が行った開示請求の請求内容等を補正するための文書の決裁一式であり、開示請求人の氏名等が記載されることとなると説明する。

- (1) 当審査会において、本件開示請求書を確認したところ、「1 請求する行政文書の名称等」欄には、「別紙 補正に係る文書一式」と記載されており、別紙として、愛知労働局が特定の開示請求者宛に過去に発出した求補正書が10件添付されており、これらの求補正文書には、いずれも、特定の開示請求者の氏名が記載されていることが認められることから、本件対象文書の存否を答えることは、本件存否情報を明らかにすることと同様の結果を生じさせることになると認められる。
- (2) 本件存否情報については、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そして、本件存否情報は、これを広く一般に公にする制度ないし実態があるものとはいえず、また、そのような性質を有するものとも認められないことから、法5条1号ただし書イに該当しないものと認められ、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

- (3) したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号に掲げる不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

## 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子